

## 出入国在留管理政策懇談会第4回会合資料における補足説明

1	資料1別添2におけるA案件～D案件及び対象外の意味 【難民等関係】	<p>○A案件・・・難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件</p> <p>○B案件・・・難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件</p> <p>○C案件・・・再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件</p> <p>○D案件・・・上記以外の案件</p> <p>※振分けの対象外として集計している案件は、資料に記載のとおり、平成27年の振分け開始より前に申請された案件のほか、平成29年以前の申請についても、振分け別の統計をとっていないことから対象外として集計している。</p>
2	資料1別添2において、D案件が明らかに多い理由 【難民等関係】	<p>難民認定申請におけるD案件については、令和5年に82.8%、令和6年に81.5%と大きな割合で割り振られている状況にある。</p> <p>D案件については上記1のとおり、A案件、B案件及びC案件に割り振られるもの以外となっていることから、D案件が多い理由については、A案件からC案件への割り振りが相対的に低くなっていることが原因である。</p> <p>このうち、A案件については、本庁からA案件に指定すべき案件を通知しており、令和5年に5.4%、令和6年に8.2%と一定の割合で割り振ることができているため、A案件の割り振りは保護すべき者を迅速に保護するという観点で問題なく行うことができていると考えている。</p> <p>また、C案件については、再申請であって正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件と振り分けの分類が明確であり、令和5年に10.9%、令和6年に9.6%と一定の割合で割り振ることができおり、誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するという観点で一定程度問題なく行うことができていると考えている。</p> <p>一方で、B案件に関しては、制度導入当初である平成30年に17.4%であったものの、その後極端に割合が低下し、令和5年に0.8%、令和6年に0.6%と振り分けが効果的に機能していない現状があり運用に課題があった。</p> <p>B案件への振り分けが低かった原因としては、平成30年1月の制度導入当時の誤用・濫用的な難民認定申請における主張内容の典型例であった、「本国での借金を理由とする迫害主張」について、その1年後には激減し、申請書上の主張内容が変わることになり、各地方局・支局での振り分けの運用において、謙抑的な運用がなされていたことが理由であると考えている。</p> <p>しかしながら、謙抑的に運用した結果として、D案件に振り分けた案件の中には、インタビューを行ったとしても、申請書上の主張内容を申請者本人が理解していないような事案が多発していたという実態があり、入管庁本庁において、こうした状況を分析したところ、入管庁において収集・分析している最新の出身国情報を踏まえれば、申立て内容に応じてB案件と振り分けることができる類型があり、そういった類型を各地方局・支局に通知することにより、B案件への適切な振り分けを実施できるとの結論に至った。</p> <p>これについて、本年5月23日（金）の法務大臣閣議後記者会見において、法務大臣から公表したとおりであり、入管庁出入国管理部長から各地方局長・支局長に対して、「難民等認定申請においてB案件に振り分けるのが適当な案件の指定について」として通知を発出していることから、今後はB案件へ振り分けられる案件が増加し、結果的にD案件が減少するものと見込んでいる。</p>
3	APIとPNRについて 【出入国管理関係】	<p>○APIとは、航空会社等が搭乗手続き時に取得した乗客等に関する情報であり、本邦に入る全ての船舶と航空機の長に対し、報告が義務づけられている。API情報は、乗客等が到着する前に要注意人物に係るデータベースと照合し、厳格な上陸審査に活用している。</p> <p>○PNRとは、乗客が航空会社に予約した際の記録であり、航空会社に対し報告が義務付けられている（船舶は報告の対象となっていない。）。PNR情報は、その情報の分析により不法残留を企図するおそれのある者の絞り込み等に活用し、厳格な上陸審査を実施している。</p>
4	出入国審査の際に取得した個人識別情報（指紋及び顔写真）の捜査機関等への提供の有無 【出入国管理関係】	<p>取得した個人識別情報の捜査機関等への提供については、「利用目的以外の目的のための提供」であり、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に対応している。</p>